第二十二条の七第四項第五号から第七号までを削り、同項第八号中「第六号の上欄」を「第四号の下欄」に、「次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ譲渡資産」を「当該買換資産」に、「次に定める地域」を「同号の上欄に規定する過疎地域」に改め、同号イ及びロを削り、同号を同項第五号とし、同項に次の一号を加える。

六　表の第五号の上欄に掲げる資産　当該譲渡資産の所在地が同欄に規定する都市機能誘導区域以外の地域内であること。

第二十二条の七第四項を同条第三項とし、同条第五項中「資産が表の」の下に「第二号の下欄、」を加え、「第六号の下欄、第七号、第八号」を「第五号の下欄、第六号から第八号まで」に、「、当該各号」を「当該各号」に改め、同項第八号中「第三十九条の七第八項」を「第三十九条の七第七項」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第七号中「防災再開発促進地区」を「危険密集市街地」に改め、同号を同項第十号とし、同項第六号中「第三十九条の七第七項」を「第三十九条の七第六項」に改め、同号を同項第九号とし、同項第五号を削り、同項第四号中「写し及び」を「写し、」に、「の土地等」を「の当該譲渡資産である土地等」に改め、「実施区域外である旨」の下に「及び当該土地等の所在地が同欄の農用地区域内である旨」を加え、「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類」を「当該土地等に係る権利の移転につき同欄の農用地利用集積計画の公告をした者の当該公告をした旨及び当該公告の年月日を証する書類又は当該権利の移転に係る登記事項証明書（当該権利の移転が当該公告によるものであることを明らかにする表示のあるものに限る。）」に改め、同号イからハまでを削り、同号を同項第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　表の第七号の下欄に掲げる資産　当該買換資産である土地等の所在地を管轄する市町村長の当該土地等が同欄の農用地区域内にある旨を証する書類、当該土地等に係る権利の移転につき同欄の農用地利用集積計画の公告をした者の当該公告をした旨及び当該公告の年月日を証する書類又は当該権利の移転に係る登記事項証明書（当該権利の移転が当該公告によるものであることを明らかにする表示のあるものに限る。）並びに当該土地等の所在する地域内の農業委員会の当該土地等の面積が同号の上欄に掲げる土地等に係る面積を超えるもの又は当該買換資産である土地等が当該法人が所有権、賃借権若しくは使用貸借による権利を有する土地に隣接するものである旨を証する書類（農業経営基盤強化促進法第二十三条第四項の特定農業法人が取得をした土地等にあつては、これらの書類及び市町村長の当該土地等の所在地が同欄に規定する農用地利用改善事業の実施区域内である旨を証する書類）

第二十二条の七第五項第三号を削り、同項第二号を同項第三号とし、同号の次に次の三号を加える。

四　表の第五号の下欄に掲げる資産　国土交通大臣の当該買換資産の所在地が同欄の都市機能誘導区域内である旨及び当該買換資産が同欄に規定する認定誘導事業計画に記載された同欄に規定する誘導施設において行われる事業の用に供されるものに該当する旨を証する書類

五　表の第六号の上欄に掲げる資産　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ　当該譲渡資産の所在地が三鷹市等の区域内の既成市街地等内である場合　当該譲渡資産の所在地を管轄する市長の当該譲渡資産の所在地が既成市街地等内である旨を証する書類

ロ　当該譲渡資産の所在地が都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域（以下この号において「都市計画区域」という。）内である場合（当該譲渡資産の所在地が既成市街地等内である場合及びハに掲げる場合を除く。）　当該譲渡資産の所在地を管轄する市町村長の当該譲渡資産の所在地が都市計画区域内である旨を証する書類及び総務大臣の当該譲渡資産の所在地が施行令第三十九条の七第五項に規定する人口集中地区（ハ及び次号において「人口集中地区」という。）の区域内である旨を証する書類

ハ　当該譲渡資産の所在地が既成市街地等以外の地域内で、かつ、その全域が都市計画区域となつている市の区域内である場合　総務大臣の当該譲渡資産の所在地が人口集中地区の区域内である旨を証する書類

六　表の第六号の下欄に掲げる資産　当該買換資産の所在地を管轄する都道府県知事の当該買換資産の所在地が当該市街地再開発事業（都市再開発法による市街地再開発事業をいう。）の施行地域内である旨を証する書類（当該買換資産の所在地が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内であり、かつ、当該市街地再開発事業（都市再開発法による第一種市街地再開発事業に限る。）の施行者が都市再開発法第七条の十五第二項に規定する個人施行者、同法第八条第一項に規定する組合又は同法第五十条の二第三項に規定する再開発会社である場合には、当該買換資産の所在地を管轄する市長の当該買換資産の所在地が当該市街地再開発事業の施行地域内である旨を証する書類）及び次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ　当該買換資産の所在地が三鷹市等の区域内の既成市街地等内である場合　当該買換資産の所在地を管轄する市長の当該買換資産の所在地が既成市街地等内である旨を証する書類

ロ　当該買換資産の所在地が人口集中地区の区域内である場合　総務大臣の当該買換資産の所在地が人口集中地区の区域内である旨を証する書類

第二十二条の七第五項第一号中「応じ」を「応じ」に改め、同号イ及びロを次のように改める。

イ　当該譲渡資産の所在地が表の第三号の上欄のイに掲げる航空機騒音障害防止特別地区内である場合　特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第八条第一項若しくは第九条第二項に規定する特定空港の設置者の当該譲渡資産をこれらの規定により買い取つたものである旨又は同条第一項に規定する特定空港の設置者の当該譲渡資産に係る補償金を同項の規定により支払つたものである旨を証する書類

ロ　当該譲渡資産の所在地が表の第三号の上欄のロに掲げる第二種区域内である場合　公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第九条第二項に規定する特定飛行場の設置者の当該譲渡資産を同項の規定により買い取つたものである旨又は同条第一項に規定する特定飛行場の設置者の当該譲渡資産に係る補償金を同項の規定により支払つたものである旨を証する書類

第二十二条の七第五項第一号ハ中「の所在地が当該第二種区域内」を「を防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第五条第二項の規定により買い取つたものである旨又は当該譲渡資産に係る補償金を同条第一項の規定により支払つたもの」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　表の第二号の下欄に掲げる資産　次に掲げる買換資産の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ　建物（その附属設備を含む。）、構築物又は機械及び装置　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

(1)　当該買換資産の所在地が三鷹市等の区域内である場合　当該買換資産の所在地を管轄する市長の当該買換資産の所在地が市街化区域及び既成市街地等以外の地域内である旨を証する書類

(2)　当該買換資産の所在地が三鷹市等の区域以外の地域内である場合　当該買換資産の所在地を管轄する市町村長の当該買換資産の所在地が市街化区域以外の地域内である旨を証する書類

ロ　土地等　イに定める書類及び当該土地等の所在する地域内の農業委員会の当該土地等の面積が表の第二号の上欄に掲げる土地等に係る面積を超えるもの又は当該買換資産である土地等が当該法人が所有権、賃借権若しくは使用貸借による権利を有する土地に隣接するものである旨を証する書類

第二十二条の七第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第四項」を「前二項」に、「同項第三号及び第四号」を「第三項第三号」に改め、「同項の書類」の下に「及び前項第一号ロに定める書類」を加え、「土地等が」を「土地等の」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項第一号中「買換資産が施行令第三十九条の七第十七項」を「買換資産（施行令第三十九条の七第十七項に規定する買換資産をいう。次号及び第三号において同じ。）が同項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、同項を同条第十項とし、同条第十二項を同条第十一項とし、同条第十三項を同条第十二項とする。